

○川崎市立高等学校定時制課程教科書給与事業補助金交付要綱

平成28年4月1日市長決裁

28川教指第167号

(目的)

**第1条** この要綱は、川崎市立高等学校定時制課程に在学する生徒に対する、定時制課程教科書給与事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることにより、勤労青少年の高等学校の定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、有職生徒とは、定職に就いている生徒及び1年間におおむね90日以上パート又はアルバイトに就いている生徒とする。

2 「定職」とは、年間を通じて一定の職業を持ち、その収入によって本人又は家族の生活の全部又は一部を賄っているもの（自家営業等に従事する場合を含む。）をいう。

3 「パート又はアルバイト」とは、定職の定義にあてはまらない就労形態をいう。

4 1年間におおむね90日以上とは、次により算定する。

(1) 90日を算定するにあたっての1年間は、年度とする。

(2) 1日に1時間の就労でも1日として計算する。

(3) 3交代勤務のように2日間にまたがって勤務する場合は、1回の勤務を1日として計算する。

(4) 1日に異なる事業所を2ヶ所以上で勤務しても1日として計算する。

(5) 勤務事業所を異動した場合でも、勤務日数を通算できる。

(6) 年度途中で転・編入学した場合は、それ以前のアルバイト等の当該年度分の実績を通算できる。

(交付対象者)

**第3条** 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の一に該当する生徒とする。

(1) 有職生徒

(2) 疾病などその他やむを得ない事由により市長が適当と認めた生徒

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、交付対象者から除外する。

(1) 補助金の申請を行う年度において、神奈川県高校生等奨学給付金を受給する者

(2) 補助金の申請を行う年度の7月1日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）

第36条の規定による生業扶助が支給されている世帯に属する者

(交付対象者の要件及び証明書)

**第4条** 交付対象者の要件は、次に掲げるものとし、要件を確認するに当たって必要な証明書等は別表のとおりとする。

(1) 有職生徒

ア 定職に就いている生徒

(ア) 年度当初において、定職に就いている生徒

(イ) 年度途中で定職に就き、おおむね90日以上勤務している生徒

イ 申請時において、パート又はアルバイトの職に就き、おおむね90日以上勤務している生徒

(2) 疾病その他やむを得ない事由により市長が適当と認めた生徒

ア 疾病等により、入院、通院、リハビリ等のため年間を通じて職に就くことができない生徒

イ 心身に障害があり、職に就けない生徒

ウ リ災により就労が困難な生徒

エ 職に就く意思はあるが、職が無く求職中の生徒

オ その他、家族の看病等のために就職できない等のやむを得ない理由がある生徒

(申請書の提出)

**第5条** 交付対象者のうち補助金を希望する生徒は、川崎市立高等学校定時制課程教科書給与事業補助金交付申請書(様式1)、教科書を購入したことを確認できる書類(領収書等)、及び前条に規定する要件を確認できる証明書(以下これらの書類を「申請書等」という。)を、在学する学校の長(以下「校長」という。)を経て市長に申請するものとする。

(交付の決定)

**第6条** 市長は、補助金交付の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定結果について、川崎市立高等学校定時制課程教科書給与事業補助金交付決定兼確定通知書(様式6-1)又は川崎市立高等学校定時制課程教科書給与事業補助金不交付決定通知書(様式6-2)により、校長を経由して、申請書等を提出した生徒に通知するものとする。

(請求)

**第7条** 補助金の交付の決定を受けた生徒(以下「交付決定者」という。)は、川崎市立高等学校定時制課程教科書給与事業補助金交付請求書(様式7)を、市長に提出するものとする。

(交付)

**第8条** 市長は、交付決定者からの請求に基づき、速やかに交付手続を行うものとする。

(決定の有効期間)

**第9条** 第6条に定める補助金の交付決定は、決定した年度に限り有効とする。補助金を希望する生徒は、年度ごとに申請書等を提出し、交付の決定を受けるものとする。

(転・編入学者及び留年生の取扱い)

**第10条** 転・編入学者については、転・編入学した学校において使用する教科書が、転・編入学前の学校において使用していた教科書と異なる教科書の場合に限り、補助金の対象とすることができる。

2 留年生については、同一の教科書を再度補助金の対象とすることはできない。

(返還)

**第11条** 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) その他市長が必要と認めたとき

(申請書等の保存期間)

**第12条** 申請書等関係書類の保存期間は、補助金の交付の可否を決定した年度の翌年度から起算して5年間とする。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか必要な事項については、教育次長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の申請にかかわるものから適用する。

(要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、川崎市立高等学校定時制課程教科書給与事業実施要綱は廃止する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1)

川崎市立高等学校定時制課程教科書給与事業 補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長 様

(申請者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

在 学 校 川崎市立 \_\_\_\_\_ 高等学校 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組

補助金の交付を受けたいので、川崎市立高等学校定時制課程教科書給与事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

(1) 有職生徒であることを証明する書類、又は要綱第4条(2)を証明する書類

(2) 教科書を購入した領収書(書店等が発行したものであって、購入した教科書の内訳金額が明らかになるもの。)

※領収書の内訳の記載が不十分な場合は、<別紙>購入教科書等明細書・領収書を添付

3 確認事項<下記に相違ない場合は、□にチェックをしてください>

私の世帯は、\_\_\_\_\_年7月1日現在において、生活保護(生業扶助)を受けてはおりません。

(様式2)

## 勤 務 状 況 証 明 書

(申請者) 氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

在学学校 川崎市立 \_\_\_\_\_ 高等学校 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組

頭書の者は、次のとおりの勤務状況であることを証明する。

雇 用 形 態 (○で囲む)	正規社員 ・ パート ・ アルバイト その他 ( )	
勤務開始(予定)年月日	年 月 日から勤務 (雇用期間に定めがある場合： 年 月 日まで)	
勤務日数	実 績	本年度 日以上勤務した (年度当初から正規社員として就労している場合は不要)
勤 務 地	名 称	
	住 所	〒

年 月 日

(証明者) 勤務先住所 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

(注) ・この証明書は、川崎市立高等学校定時制課程に在学する生徒の教科書購入補助金の申請にのみ使用する。

- ・年度とはその年の4月から翌年3月までとし、本年度中の勤務状況について証明する。
- ・勤務日数は、1日に1時間の就労でも1日と計算する。
- ・証明者は原則として事業所等の代表とするが、直接の上司等でもよい。
- ・勤務先の代表者や上司が親族である場合は、様式3を使用すること(第三者による証明が必要)。

(様式3)

### 自 家 営 業 等 従 事 証 明 書

(申請者) 氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

在 学 校 川崎市立 \_\_\_\_\_ 高等学校 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組

頭書の者は、次のとおり、自家営業等に従事していることを証明する。

自家営業等の職種		
従事開始(予定)年月日		年 月 日から従事
従事日数	実績	本年度 日以上従事した (年度当初から自家営業等に従事している場合は不要)
従事場所	名称	
	住所	〒

年 月 日

(証明者) 住 所 \_\_\_\_\_

団体名・役職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

(注) ・この証明書は、川崎市立高等学校定時制課程に在学する生徒の教科書購入補助金の申請にのみ使用する。

- ・年度とはその年の4月から翌年3月までとし、本年度中の従事状況について証明する。
- ・従事日数は、1日に1時間の就労でも1日と計算する。
- ・証明者は、民生委員・町内会長・業種組合長等の第三者とする。

(様式4)

求 職 状 況 証 明 書

(申請者) 氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

在 学 校 川崎市立 \_\_\_\_\_ 高等学校 \_\_\_\_\_ 年 組

頭書の生徒は、求職活動を行っているが、次の理由により、ハローワークでの求職活動が難しい状況にあることを証明する。

(理由)

年 月 日

川崎市立 \_\_\_\_\_ 高等学校

学校長 \_\_\_\_\_

(様式5)

就 労 困 難 状 況 証 明 書

(申請者) 氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

在 学 校 川崎市立 \_\_\_\_\_ 高等学校 \_\_\_\_\_ 年 組

頭書の生徒は、次の理由により、就労が困難であることを証明する。

(就労が困難な具体理由) 例：家族の看病のため、育児のため等

年 月 日

(証明者) 住 所 \_\_\_\_\_

団体名・役職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

(注) ・この証明書は、川崎市立高等学校定時制課程に在学する生徒の教科書無償給与の申請に使用するものである。

・証明者は、民生委員、町内会長等の第三者とする。

(様式6-1)

第 号  
年 月 日

様

川崎市長 印

川崎市立高等学校定時制課程教科書給与事業 補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定し確定したので、通知します。

交付決定兼確定額 \_\_\_\_\_ 円

(様式6-2)

第 号  
年 月 日

様

川崎市長 印

川崎市立高等学校定時制課程教科書給与事業 補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次の理由により交付しないことを決定したので、通知します。

理 由

(様式7)

川崎市立高等学校定時制課程教科書給与事業 補助金交付請求書

(あて先) 川崎市長

(申請者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日付 第 号で補助金の交付の確定を受けた川崎市立高等学校定時制課程教科書給与事業の補助金の交付を受けたいので、次のとおり請求いたします。

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 口座情報

振込先金融機関名	銀行 信金 農協	店 出張所 所
預金種別	普通預金	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

- (注)・正確な金融機関名を記入のうえ、該当するものを○で囲んでください。  
・預金種別が普通預金であることを確認のうえ、○で囲んでください。  
・請求書の提出にあたっては、振込先の通帳の写しを添えてください。

口座名義人が請求者でない場合は、下記の委任状に記入してください。

<b>委任状</b>		
川崎市立高等学校定時制課程教科書給与事業の補助金の受領を次の者に委任します。		
受任者	住所 _____ 氏名 _____	印 _____
委任者	住所 _____ 氏名 _____	印 _____
		年 月 日

